

3第11号陳情 狭山保育園の段階的廃園の周知時期に関する発言の撤回に関する陳情

受理年月日 令和3年11月22日

陳情者

付託する委員会 厚生文教委員会

陳情趣旨

狭山保育園の段階的廃園の保護者への周知時期について、子育て支援部長の「いつ知らせても遅すぎると批判があったと思うから、遅すぎたということはない。」といった発言の撤回を求めるもの。

陳情理由

市が、狭山保育園における新規入園児の募集停止を執行した後に、段階的廃園の検討の事実を保護者に対して初めて周知を行ったことについて、子育て支援部長が「いつ知らせても遅すぎると批判があったと思うから、遅すぎたということはない。」と説明会で発言したが、このへ理屈は住民として到底容認できない。

一般的に、住民が不利益を被るような行政事務が執行される場合、まずは不利益に対する補償内容を提示し、合意形成が図られるまでは、事業に着手しないのが常識である。今回の件は、公共用地取得に例えるなら、地権者に対して買収額の提示や交渉を行う以前に所有権を市に移転したようなものであり、「遅すぎたということはない」などという発想は論外である。

よって、市は当該発言を撤回するとともに、本件に関して適時適切に説明責任を果たしてこなかったという市の落ち度を真摯に認めた上で、今後、信頼回復に全力を注ぐことを求めるものである。